

第 7 号議案

豊後大野市手数料条例の一部改正について

豊後大野市手数料条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

平成 26 年 2 月 28 日 提出

豊後大野市長 橋 本 祐 輔

提案理由

市が保有する地番図及び航空写真図の写しの交付に係る手数料を徴収することについて、条例整備の必要があるので、この案を提出するものである。

豊後大野市手数料条例の一部を改正する条例

豊後大野市手数料条例（平成 17 年豊後大野市条例第 70 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項中第 40 号を第 42 号とし、第 35 号から第 39 号までを 2 号ずつ繰り下げ、第 34 号の次に次の 2 号を加える。

(35) 地番図の写しの交付手数料 1 枚(日本工業規格 A 列 3 番以下)につき 300 円

(36) 航空写真図の写しの交付手数料 1 枚(日本工業規格 A 列 3 番以下)につき 500 円

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

(豊後大野市税条例の一部改正)

2 豊後大野市税条例（平成 17 年豊後大野市条例第 62 号）の一部を次のように改正する。

第 73 条の 3 中「第 2 条第 1 項第 40 号」を「第 2 条第 1 項第 42 号」に改める。